

平成27年度

国民健康保険料の料率等を改定

問 保険年金課課係・内線1416

市は、国民健康保険料の料率等を改定しました(表1)。

国民健康保険の医療費は、医療技術の高度化や加入者の高齢化などで、年々増加しています(グラフ1)。

一方、それに見合った保険料収入が確保できず、市の国民健康保険の財政運営は恒常的な財源不足が続いています。

市は、立川市国民健康保険運営協議会の平成25年度答申に基づき、引き続き賦課不足の解消を図ることとします。医療給付費分は、国の保険者支援助度の

す。これを補うため、一般会計から繰入金(税金)を投入することで制度を維持しています(グラフ2)。

また、国民健康保険料の後期高齢者支援助金分と介護納付金分は、国民健康保険とは異なる制度の運営上の給付費用に充てられるものです。国民健康保険や会社の健康保険などの全加入者で分担するとされていることから、賦課総額を充たす料率等に改定しましたが、保険者支援助度の拡充等により、後期高齢者支援助金は約1700万円、介護納付金分は約2600万円の減少となりました。そのため、今回の改定額は、全体で約5300万円、1人当たりの平均の

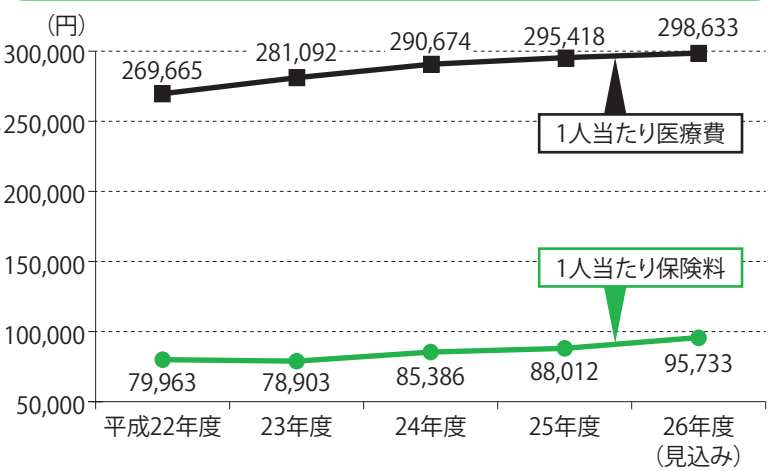
拡充により約9700万円の賦課不足額の解消が図られたことから、残る賦課不足額の三分の一にあたる約9600万円の改定を行いました。この改定により、賦課不足のうち約1億9300万円が解消される見込みです(グラフ3)。

また、国民健康保険料の後期高齢者支援助金分と介護納付金分は、国民健康保険とは異なる制度の運営上の給付費用に充てられるものです。国民健康保険や会社の健康保険などの全加入者で分担するとされていることから、賦課総額を充たす料率等に改定しましたが、保険者支援助度の拡充等により、後期高齢者支援助金は約1700万円、介護納付金分は約2600万円の減少となりました。そのため、今回の改定額は、全体で約5300万円、1人当たりの平均の

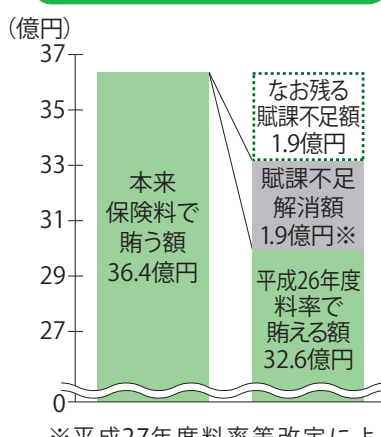
平成27年度 国民健康保険料の料率等 表1

	医療給付費分		後期高齢者支援助金分		介護納付金分	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割率	5.79%	6.06%	2.18%	2.14%	1.72%	1.55%
均等割額	27,600円	28,700円	10,800円	10,700円	14,800円	14,100円
賦課限度額	51万円	52万円	16万円	17万円	14万円	16万円

1人当たり医療費と保険料収入の推移 グラフ1

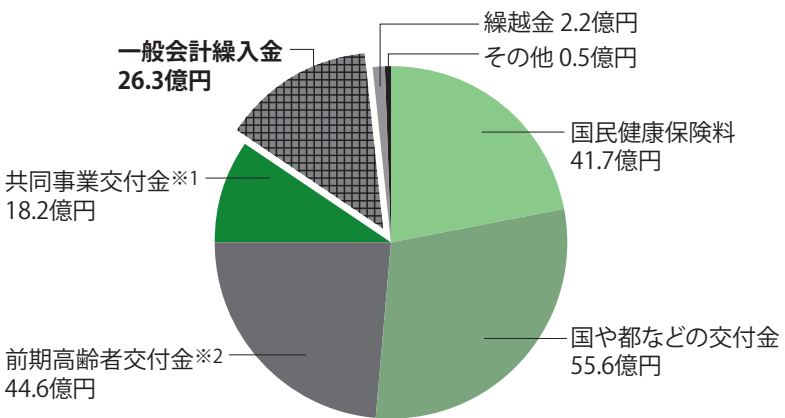


平成27年度 医療給付費分の賦課総額(見込み) グラフ3



※平成27年度料率等改定による解消額=約9,600万円
国の保険者支援助度拡充による解消額=約9,700万円

平成25年度 特別会計国民健康保険事業 歳入決算(189億円) グラフ2



※1 共同事業交付金…保険料の平準化、財政運営の安定化を図るため、都内の区市町村国民健康保険が拠出した額を調整し、再配分した交付金
※2 前期高齢者交付金…65歳～74歳の高齢者の多くが国民健康保険に加入していることから、医療費も国民健康保険が多く負担しているため、その負担の公平性を図ることを目的に社会保険等間で調整するために交付される交付金

所得が少ない世帯への保険料の軽減 表2

軽減判定所得が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
33万円	7割
33万円+(26万円×加入者数) 【平成26年度 33万円+(24.5万円×加入者数)】	5割
33万円+(47万円×加入者数) 【平成26年度 33万円+(45万円×加入者数)】	2割

65歳以上の方は、公的年金所得から15万円を差し引いた額で軽減判定所得を算定します。

7月上旬に納入通知書を郵送

平成27年度分の国民健康保険料の納入通知書を7月上旬に世帯主宛て(世帯員のみが加入している場合も同様)に郵送します。

納入通知書は保険料の額のほか、納付方法や納期限などをお知らせするものです。お手元に届きましたら、内容の確認をお願いいたします。

所得が少ない世帯への軽減範囲を拡大

世帯主と加入者の総所得金額

平成27年8月1日から利用者負担等が変更

介護保険制度の改正により、利用者負担等が次の通り変わります

▼一定以上の所得のある方がサービスを利用したときの負担割合が2割に引き上げ
▼介護老人福祉施設などを利用している低所得の方の食費と居住費の負担軽減の基準が変更
▼高額介護サービス費の基準が変更(現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方について、負担の上限が引き上げ)。くわしくは、

介護保険制度改正のお知らせ

お問い合わせください。

制度改正に伴う説明会を開催

市は、制度改正の内容と介護保険料の改定、平成28年度開始予定の介護予防・日常生活支援総合事業について市民説明会を開催します。直接会場へ
7月3日(金)午後7時から
7月5日(日)午前10時から
7月5日(日)午後2時から
場 市役所208・209会議室
問 介護保険課介護給付係・内線1440

糖尿病の重症化予防

市国民健康保険は、立川市医師会と協力して、糖尿病の重症化予防に取り組んでいます。腎不全への移行が危惧される被保険者の方を対象に、看護師や保健師などが予防指導を実施し、被保険者の健康的な生活の維持をサポートします。

腎臓は、体内の血液を濾過し、体の老廃物を尿として排出するための臓器です。糖尿病の重症化により腎臓の機能が低下すると、血液中の老廃物が排出されず、腎不全といった重篤な症状を引き起こします。失った腎臓機能を正常に回復することは難しく、週3回の透析治療、食事や運動の制限など、日常生活に大きな支障をきたします。重症化する前にご相談ください。

問 保険年金課・内線1423

今月の納期 6月30日(火)

市・都民税第1期分

納付書裏面等に記載の場所で納付してください。

問 市税=収納課管理係・内線1240

ゲリラ豪雨、台風に備えて雨水ますの落ち葉を取り除くなどの対策をお願いします。また、土砂災害、河川の増水などに注意してください。問 防災課・内線2531